過払い利息返還を請求

県内債務者59人提訴

武富士など相手取り

利息制限法の上限（元本に応じて年15～20％）を超える金利を取られたとして、県内の債務者59人が12日、「武富士」（本社・東京都新宿区）など大手消費者金融業者や県内の貸金業者など12社を相手取り、過払い金合計約7300万円の支払いを求める訴訟を、水戸地裁や県内12簡裁などに一斉に起こした。

全国各地で起こされている「グレーゾーン金利」返還請求訴訟の一環で、12人の司法書士が原告側代理人となり、県内では初めての集団提訴に踏み切ったという。今回、地裁土浦支部などに提訴したのは、土浦市やつくば市などに住む30歳代～70歳代までの男女で、中には、過払い金の総額が約650万円に上るケースもあるという。

代理人の大関彰・司法書士(44)（つくば市）は、「無知につけ込まれ、払う必要がない金利を支払い続けている人が多くいることを知ってほしい」と話している。

また、原告側代理人らは同日、義務化されている取引履歴の開示などに応じない「ベーシック」（本社・水戸市）など県内3業者に行政指導を行うよう県に申し立てた。

ラジウム岩盤浴場
千代田ラドン温泉
0299(59)1888

貸金業の「グレーゾーン金利」

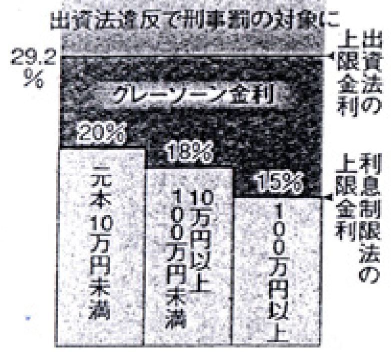

グレーゾーン金利 全国各地で返還訴訟

グレーゾーン金利とは、刑事罰がない利息制限法（年15～20％）の上限と、違反すれば刑事罰の対象となる出資法の上限（年29・2％）の間の貸付金利。貸金業規制法が、借り手が自らの意思で支払うことなどを条件に有効と認めていたため、高金利を取られる債務者が後を絶たなかった。

しかし、最高裁が今年1月、グレーゾーン金利の支払いを事実上無効とする判決を出したことから、過払い金の返還を求める訴訟が全国各地で起こされるようになった。政府内でも、グレーゾーン金利の撤廃に向けた議論が行われている。

大関司法書士によると、例えば元本100万円を借りて毎月2万5000円ずつ返すと、金利が出資法の上限である29・2％の場合、返済額の合計は約375万円で、完済するのに12年7か月かかる。一方、利息制限法の上限である15％（元本100万円以上）では、合計は約139万円で、4年9か月で完済できるという。